

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金制度」が始まります



子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略(2023年12月策定)の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、**全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。



開始時期について

令和8年4月より、保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。みなさまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。



導入にあたって

- 子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、従来納めていただいていた保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分、介護分などに流用することはありません。国保組合は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。なお、後期高齢者組合員の方については、後期高齢者医療広域連合が徴収します。
- 支援金は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられます。
- 支援金の賦課上限や低所得者への軽減措置があります。
- 子どもがいる世帯の負担が増えないように、18歳未満の子どもへの軽減措置があります。

保険料の区分

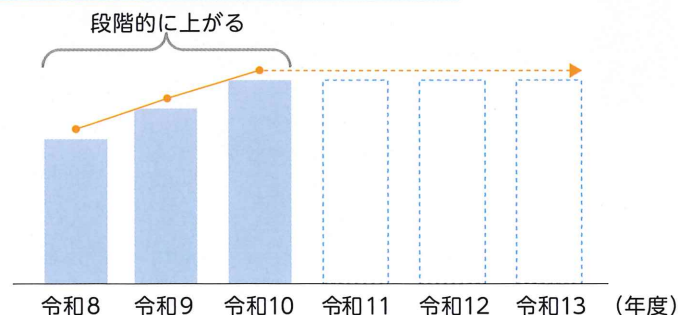
医療分

後期高齢者
支援金分等

介護分
(40～64歳の方)

子ども・子育て支援金分

支援金率・支援金の導入イメージ



「子ども・子育て支援金」の使われ方については、裏面をご覧ください。▶

静岡県医師国民健康保険組合

「子ども・子育て支援金」の使われ方

支援金が充てられる事業は法律で定められており、以下で紹介する支援以外の目的で使用されることはありません。

児童手当の拡充

児童を養育する保護者に支給される「児童手当」について、**所得制限の撤廃、支給期間の延長、第3子以降の支給額の増額**など受給範囲等が拡充されました。



妊婦のための支援給付

安心して妊娠・出産、子育てできるための支援として、妊娠届出時に**5万円**、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×**5万円**の支給を行います。



こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない3歳未満の乳幼児を対象に、保育所等を**時間単位で柔軟に利用**できる制度です。親が働いていなくても利用可能です。



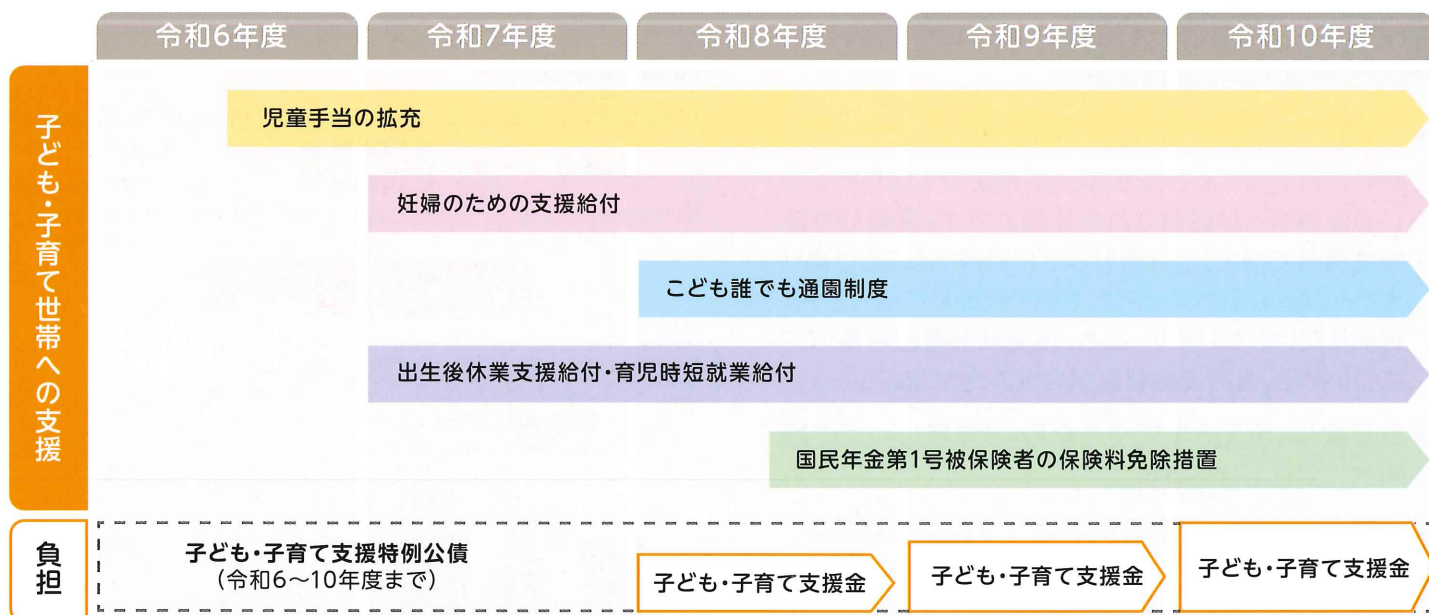
出生後休業支援給付、育児時短就業給付

雇用保険加入者を対象に、**夫婦共に育児休業を取得**したときや、育児のために**時短勤務を選択**した場合の新しい給付が創設されました。

国民年金第1号被保険者の保険料免除措置

子どもが**1歳になるまでの期間**、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の**国民年金保険料が免除**となります。

子ども・子育て支援金制度の実施に向けたスケジュール



詳しくはこども家庭庁「こども未来戦略」加速化プランをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

